

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(※動画より書き起こし。職業安定法関連は第14～18の5項目。)

政府は本法の施行にあたり次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 国民の雇用の安定と安心を確保することは国の重大な責務であることを再確認しその実現に万全を期すこと特に今般の新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響やこれまで実施されてきた各種の雇用施策の効果等を十分に検証しその教訓を踏まえ今後の雇用安定化施策に生かすこと
- 2 雇用保険の各種給付の水準をできるだけ維持することを前提に必要な財源の確保に務めること
- 3 労働政策審議会の委員に対し雇用情勢及び雇用保険の財政状況の推移を逐次報告するとともに委員から求めがあった際には審議会を開催し安定的な労働保険特別会計雇用勘定の運営に向けこれまで以上に臨機応変な検討を行うこと
- 4 労働保険特別会計雇用勘定については必要な積立金の水準を達成するまでの間は単年度においても黒字となる収支構造を目指し一般会計からの繰り入れ等により必要な積立金水準の確保を図るとともに積立金が必要な水準に達した後もその水準の維持を図ることを中期的な雇用保険財政の運営方針とすること
- 5 令和4年度の失業等給付においては労働保険特別会計雇用勘定の安定の観点から機動的に一般会計を雇用勘定に繰り入れられる仕組みの活用を含め対応に万全を期すこと
- 6 社会保障関係費に現在位置づけられている失業等給付の国庫負担について従来の国庫負担の位置づけについての基本的な考えを堅持した上で負担割合を将来的に従来の本則の水準25%にする措置も含め国の財政財源の構造から検討すること
- 7 失業等給付の国庫負担割合の判定基準とされる基本手当受給者実人員70万人以上について新型コロナウイルス感染拡大後の雇用構造も踏まえ実態に応じて適宜見直しの検討をすること
- 8 雇用部会報告に示された新たな国庫繰り入れ制度の運用の考え方を尊重し雇用保険法第72条における重要事項として労働政策審議会の意見を聞くとともに省令等への指定について検討すること
- 9 超高齢化と人口減少に直面するわが国において失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大等の機能を担う雇用安定事業については政府の雇用施策の中でもその位置づけや重要度がこれまで以上に高まっていることや当事業が今般の新型コロナ禍で果たした役割等に鑑み同事業について国庫負担のあり方を含めた真摯な議論を早期に開始すること
- 10 令和6年度までに育児休業給付等の国庫負担割合の引き下げの暫定措置の見直しだけでなく育児休業給付の財源確保のあり方を含め雇用労働者に限らずフリーランスとして就業するものなどを含むすべての働く者の育児子育てを広く社会で支援する体制の構築を検討すること、合わせて男性の出生時育児休業及び育児休業の取得促進に向けて先般の改正法の施行状況を踏まえた上でさらなる施策の充実を検討すること

11 失業等給付の積立金からの借入額に係る雇用安定資金からの返済必要額については労使が抛出した失業等給付に係る保険料を保全する観点から返済のあり方について一般会計からの繰り入れとの関係も含めて検討すること、その際雇用保険二事業の実施の状況を使用者側の負荷の状況等を勘案すること、加えて育児休業給付資金についても失業等給付の積立金から借り入れを行った場合には同様の検討を行うこと

12 失業者の再就職を促進するためには受け皿となる産業、企業、雇用機会の創出が不可欠であり厚生労働省においても雇用政策の一環として必要な予算措置を行った上で地域における雇用機会の創出にこれまで以上に取組むこと

13 雇用調整助成金等については特に状況が厳しい企業地域において今後も最大 10 分の 10 の特例措置を含めあらゆる必要な制度設計や手続きの検討を行うこと、特例として創設された休業支援金制度の効果、適用対象範囲の妥当性及び申請手続きのあり方等について検証を行い休業を余儀なくされた方の支援に関する実効性のある取り組みの検討を行うこと

14 改正後の職業安定法の規定により新たに対応が必要となる苦情処理体制の整備や募集情報の的確表示等の措置がすべての募集情報等提供事業者において確実に実施されるよう従前の募集情報等提供事業者に加え募集情報等提供事業の定義の拡大により新たに募集情報等提供事業者となる事業者に対しても改正内容の周知の徹底すること

15 募集情報等提供事業者等が求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つために講ずべき措置等の内容については事実と異なる募集情報を信じた結果不利益を受ける者が生じることのないよう求職者保護の観点から最大限重視した上で検討を進めること

16 虚偽の表示または誤解を生じさせる表示によって不利益を受けた求職者を適切に救済できるよう労働局等における相談体制を強化拡充すること、また募集情報等の適格性を確保する事は労働市場が的確かつ効果的に機能するべきために重要であることを鑑み虚偽の表示等を繰り返すような悪質な事業者に対しては立ち入り検査や助言、指導、改善命令等の措置を躊躇なく実施すること

17 業務委託や請負等雇用形態以外の仕事を仲介するサービスを利用して仕事を探す者の適切な保護が図られるよう改正後の職業安定法の運用によって得られた知見やフリーランストラブル 110 番に寄せられた相談内容等を踏まえて必要な対策を検討すること

18 雇用仲介サービスに係る人工知能の利用に関し実態の把握及び調査研究を実施し労働者保護の観点から必要な対策を検討すること

19 職業能力開発政策に係る財源も含めた労働者の職業能力開発機能のあり方について幅広く労働政策審議会等で議論を行うとともに雇用保険二事業の能力開発事業すなわち雇用保険制度の枠内での対応には限界もあることから一般会計等の活用の検討を含め関係省庁の連携を強化して政府全体で推進していくこと

20 改正後の職業能力開発促進法第 15 条により法定化される協議会の構成員の選定にあたっては企業や地域の実情だけでなく産業構造の変化とそれによる雇用の変化等に対応できるよう留意するとともに多様な事情を持つ求職者や就労困難者の就職につながる訓練メニューの開発に資するよう同条第 1 項第 7 号に規定するその他関係機関が必要と認める者を十分に活用するよう努めること